夏本番！海での事故に気をつけましょう！

■水難の防止 ～夏の海 少しの油断が 事故のもと～

今年も夏を迎え、本格的な海水浴シーズンが到来しました。

毎年、道内では遊泳中の水難事故が発生しており、残念なことに死亡事故につながることも少なくありません。こうした事故は、皆さんのちょっとした心がけや注意で防げるものです。

安全で快適な海水浴を楽しむため、次のことに十分注意しましょう。

1．指定された遊泳区域内で泳ぎましょう

遊泳禁止区域では、急な深みなどがあり多くの危険が潜んでいます。

潮が沖に流れていく離岸流もあるので注意しましょう。

2．子どもから目を離さないようにしましょう

波の力で倒れたり、沖に流される危険があります。

保護者の方は、水辺で遊ぶ子どもから目を離さず、近くにいるようにしましょう。

3．体調不良時や飲酒後は泳がないようにしましょう

体調不良時やお酒を飲んだ後は、呼吸が乱れやすく溺れる危険があるため、泳がないようにしましょう。

4．釣りをする時は、必ず救命胴衣を着用しましょう

高波時の防波堤や滑りやすい岩場、流れが速い岸辺などには近づかず、安全な場所で行いましょう。

5．水上オートバイは遊泳区域に入らないようにしましょう

危険な運転はせず、必ず救命胴衣を装着して安全航行に努めましょう。

【問合先】栗山警察署（☎ 0123-72-0110）

■「津波フラッグ」は避難の合図！

津波警報や津波注意報は、テレビやラジオ、携帯電話、サイレンなどの手段で伝えられますが、昨年から「津波フラッグ」が加わりました。

これにより、聴覚障害者の方や、波音や風で音が聞き取りにくい遊泳中の方にも津波警報などを伝えることができます。

海水浴場や海岸付近で津波フラッグを見かけたら、急いで避難してください。

▲津波フラッグ

津波フラッグは赤白格子の旗で、「貴船の進路に危険あり」を意味する国際信号旗（船舶間の通信に使用）の「U旗」と同じデザインです。海外では、海からの緊急避難の呼びかけに多く用いられています（U旗は他の国際信号旗と組み合わせると別の意味になることがあります）。

津波警報などが発表される前であっても、海の近くで強い揺れを感じたり、弱くても長時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、すぐに高いところを目指して逃げましょう。

また、揺れなくても津波警報などが発表された時は、避難が必要です。

津波は、繰り返し襲ってきますので、津波警報などが発表されている間は避難を続け、決して海岸付近へは戻らないでください。

【問合先】札幌管区気象台地震火山課（☎ 011-611-6125）

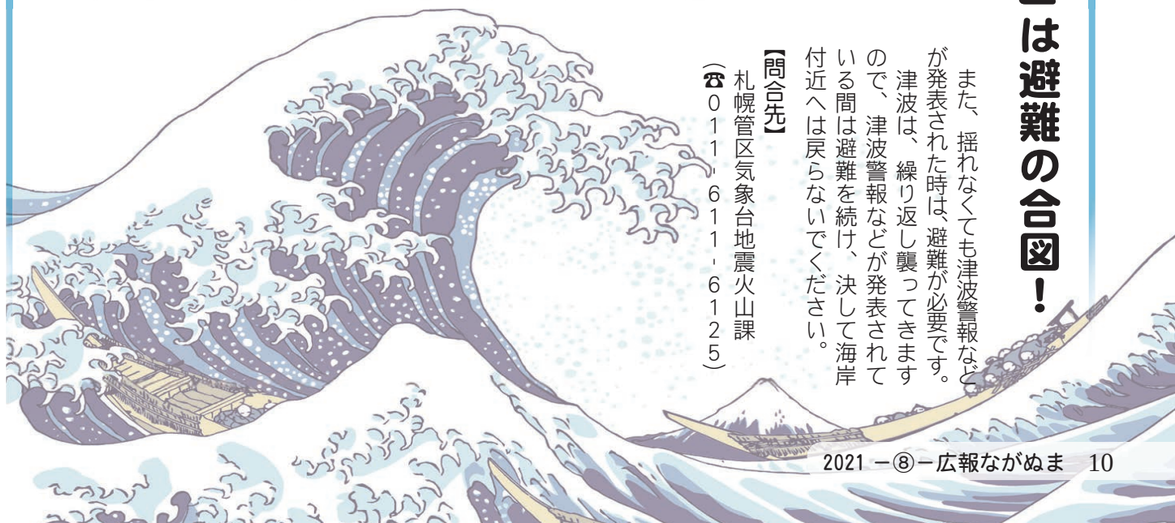

ながぬま創生町民提案プロジェクト支援補助金

ながぬま創生町民提案プロジェクト支援補助金は、ながぬま創生の実現に持続的に寄与する地域人財・活動主体を支援し、町民主役のまちづくりの推進を目的とした制度です。

令和３年度に実施する事業計画の申請を受け付けますので、補助金の活用を希望される場合は下記補助金募集要領のとおり申請してください。

なお、申請にあたっては交付要綱をご覧いただくほか、事前相談、制度説明なども対応しますのでお問合せください。

■補助金募集要領

【対象事業】
- ・公益活動支援事業　・にぎわい創出事業
- ・青少年活動支援事業・地域産品商品開発事業
- ・団体法人化支援事業

【対象団体】
次の要件を全て満たす団体
①５人以上で構成され、構成する者の半数以上が町内に在住または在学していること
②代表者が町内に在住または在学していること
③町内に活動拠点を置いていること

【対象経費】
報償費、旅費、食糧費、消耗品費、印刷製本費、保険料、広告料、使用料及び賃借料、原材料費、公課費、その他特に必要と認められる経費

【対象事業の実施期間】
令和３年４月１日から令和４年３月31日

【補助金額】５万円以内～15万円以内
（補助対象事業ごとに設定）

【申請期限】令和３年９月30日㈭

【申請・問合先】役場企画政策係（☎ 76-8015）

本町団地の入居者募集について

今年建設された本町団地Ｂ棟の入居者を募集します。（入居可能日：令和３年９月上旬）

団地概要

【所在地】長沼町本町北１丁目３番
【構造・規模】木造２階建て
【住戸タイプ】２LDK　61㎡（別に物置３．１㎡）６戸
３LDK　72㎡（別に物置３．１㎡）２戸
【駐車場】有り　月額1,000円（別途契約が必要です。）

募集概要

【募集期間】８月３日㈫～27日㈮
【募集戸数】２LDK　４戸程度〔１階及び２階〕、３LDK　２戸程度〔１階及び２階〕
【申込資格】
- ▶町内在住者または町外にお住まいで入居決定後、長沼町に住所を移す方
- ▶政令月収※1が、一般世帯で15万８千円以下、老人等世帯で21万４千円以下の方
〈※１政令月収（世帯の年間所得－各種控除額）÷12＝政令月収〉
- ▶住宅に困窮している方（持家のある方は基本的に入居できません。）
- ＊希望者が多い場合は、抽選などで入居予定者を決定します。
- ＊３LDKには単身者は入居できません。
２LDKは優先入居の扱いがありますが、優先基準該当者が多数の場合、該当者のみで抽選を行います。
- ＊入居決定後、契約の際には道内在住の方を緊急連絡先として定めていただきます。

【申込方法】募集期間中に役場建築係へ申込書を提出してください。
＊申込書には、入居する方全員の所得金額を記入していただきます。

【家賃など】２LDK月額22,700～33,900円位、３LDK月額27,000～40,200円位
＊家賃は世帯の状況や月額所得により変わります。

【敷　金】決定家賃の３か月分を入居決定後に納めていただきます。

★詳しくは、役場建築係までお問合せください。　【問合先】役場建築係（☎ 76-8024）